

平成24年度介護報酬改定案

(介護予防) 通所リハビリテーション

説明資料

平成24年3月 新潟県 高齢福祉保健課

平成24年度介護報酬・基準の改定内容

介護報酬関係

<通所リハビリテーション>

重要:必ず確認すること!

提出方法等は後日通知

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、通知等	体制届
基本報酬の見直し		<p>◇(例)通常規模型通所リハビリテーション費 【所要時間2時間以上3時間未満の場合】 改正前 所要時間3時間以上4時間未満×0.7 ↓ 改正後 要介護1 284単位/日 要介護2 340単位/日 要介護3 397単位/日 要介護4 453単位/日 要介護5 509単位/日</p> <p>【所要時間4時間以上6時間未満の場合】 改正前 改正後 要介護1 515単位/日 → 502単位/日 要介護2 625単位/日 → 610単位/日 要介護3 735単位/日 → 717単位/日 要介護4 845単位/日 → 824単位/日 要介護5 955単位/日 → 931単位/日</p> <p>【所要時間6時間以上8時間未満の場合】 改正前 改正後 要介護1 688単位/日 → 671単位/日 要介護2 842単位/日 → 821単位/日 要介護3 995単位/日 → 970単位/日 要介護4 1,149単位/日 → 1,121単位/日 要介護5 1,303単位/日 → 1,271単位/日</p>		1(1)H12告示19 P21~P23 2(1)H12通知36 P358~P359	必要
リハビリテーションの充実	○算定要件の見直し	<p>◇居宅に訪問し、診察検査等の結果、通所リハビリテーション計画の作成・見直しを行った場合の加算550単位/月(変更なし)</p> <p>要件の変更 改正前 老人保健施設の医師等 ↓ 改正後 「老人保健施設」を削除</p>		1(1)H12告示19 P23~P24 2(1)H12通知36 P360	

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、通知等	体制届
リハビリテーションの充実	○算定要件の見直しの充実	◇リハビリテーションマネジメント加算 改正前 改正後 通所回数 月8回以上 → 月4回以上 要件の追加 ・新規にリハビリテーション実施計画を作成した利用者に対し、通所開始から1月以内に利用者の居宅を訪問し、運動機能検査、作業能力検査等を実施する。 ・その結果から必要に応じ、リハビリテーション計画を変更する。	●通所リハビリテーションを開始した月であって、「個別リハビリテーション」又は「認知症短期集中リハビリテーション」を行っている場合、4回を下回っても算定できる。 ※従前の短期集中リハビリテーションは削除されているので要注意！	1(1)H12告示19 P24 2(1)H12通知36 P360～361	
評価の適正化	○個別リハビリテーション実施に係る評価の切り分け	◇短期集中リハビリテーション実施加算 退院・退所後又は認定日から起算して 改正前 改正後 1月以内 280単位/日 → 120単位/日 1月超3月以内 140単位/日 → 60単位/日	●算定要件の変更はなし ●4回以上通所していないために、リハビリテーションマネジメント加算を算定できない場合であっても、通所リハビリテーションを終了する月の場合は、算定できる。	1(1)H12告示19 P24 2(1)H12通知36 P361～P362	
		◇個別リハビリテーション実施加算 算定方法の追加 ・所要時間1時間以上2時間未満以外については、 <u>1日に1回</u> （短期集中リハビリテーション実施加算を算定し、かつ、起算日から <u>1月以内</u> の場合は、 <u>1日2回</u> ）を限度として算定する。	●個別リハビリテーションを20分以上実施した場合に算定できる。 ●短期集中リハビリテーション実施加算を算定していない場合は、1月に13回を限度とする。 ●4回以上通所していないために、リハビリテーションマネジメント加算を算定できない場合であっても、通所リハビリテーションを終了する月の場合は、算定できる。	1(1)H12告示19 P24 2(1)H12通知36 P362	
手厚い医療が必要な状態である利用者の受入の評価	○要介護4・5であって、別に厚生労働大臣が定める状態である者に対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合	◆重度療養管理加算 100単位/日	●所要時間1時間以上2時間未満の場合、算定しない。	1(1)H12告示19 P25～P26 2(1)H12通知36 P363～364	
		◆同一建物に居住する利用者の減算【新規】 については、「サービス共通事項」に記載のとおり			
		◆介護職員処遇改善加算【新規】 については、「サービス共通事項」に記載のとおり			

<介護予防通所リハビリテーション>

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、通知等	体制届
基本報酬の見直し		◇介護予防通所リハビリテーション費 改正前 改正後 要支援1 2,496単位/月 → 2,412単位/月 要支援2 4,880単位/月 → 4,828単位/月		1(4) H18告示127 P126	/
複数のプログラムを組み合わせて実施した場合を評価	○利用日に必ず選択的サービスを実施 ○いずれかの選択的サービスを1月につき2回以上実施 ○加算(Ⅰ)は、選択的サービスのうち2種類のサービスを実施 ○加算(Ⅱ)は、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施	◆選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480単位/月 ◆選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700単位/月	●選択的サービス(運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス)を加算「あり」で体制届提出済み	1(4) H18告示127 P128 2(3) H18通知0317001 P448	/
事業所評価加算の評価及び算定要件の見直し	○追加の算定要件 評価期間において、介護予防通所リハビリテーションを利用した実人員数のうち、60%以上に選択的サービスを実施	◇事業所評価加算 改正前 改正後 100単位/月 → 120単位/月		1(4) H18告示127 P128～P129 2(3) H18通知0317001 P448	必要
	◆同一建物に居住する利用者の減算【新規】 については、「サービス共通事項」に記載のとおり				
	◆介護職員処遇改善加算【新規】 については、「サービス共通事項」に記載のとおり				

介護報酬改定資料 ～（介護予防）通所リハビリテーションに係る告示・通知（抜粋）～

※ ページは、H24.2.23 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
別冊資料のページ

	ページ
1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成 12 年厚生省告示第 19 号）	… P 21～27
2 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）	… P 126～130
3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問 通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分） 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の 制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企 第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	… P 358～364 準用 P 356 準用 P 357 準用 P 337
4 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の 制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老 計発第 0317001 号老振発第 0317001 号老老発第 0317001 号厚生 労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）	… P 445～448 準用 P 356 準用 P 357 準用 P 432
5 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準 について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉 局企画課長通知）	… P 527～529

当該資料は、平成 24 年 2 月 23 日時点での厚生労働省案を抜粋して作成したものであり、改正後の省令、関係通知により変更がある場合がありますので、ご留意下さい。